

関係者各位

お知らせ

低脂肪乳及び飲用乳に係る輸入数量を基準とする特別緊急関税の発動について

関税暫定措置法別表第1の6第1項及び第2項に定める物品（低脂肪乳及び飲用乳）について平成23年4月1日から平成23年10月31日までの輸入数量が、同法第7条の3第1項に規定する輸入基準数量を超えたため、同項の規定に基づき、平成23年12月1日から平成24年3月31日までの間、当該物品について特別緊急関税が発動されることとなりました。

つきましては、下記内容を参照のうえ適正な輸入申告をされますようお願いいたします。

なお、本件に関し不明な点がありましたら、最寄りの税関窓口又は業務部通関総括第1部門宛照会願います。

記

1. 対象物品及び税率

① 関税率表第0401.10-190に掲げる物品

【低脂肪乳：脂肪分が全重量の1%以下のもの】

(発動前) 21.3%+54円/kg ⇒ (発動後) 28.4%+72円/kg

② 関税率表第0401.20-190に掲げる物品

【飲用乳：脂肪分が全重量の1%を超え6%以下のもの】

(発動前) 21.3%+114円/kg ⇒ (発動後) 28.4%+152円/kg

2. 除外となるもの

関税暫定措置法第7条の3第2項中の各号のいずれかに該当するもの。

3. その他

当該物品に係るNACCS用品目コードの変更等については、NACCSセンターHP中の利用者用NACCS掲示板をご確認下さい。

本件に関する照会先

業務部通関総括第1部門

電話番号078-333-3086